

事務連絡
令和2年12月15日

各都道府県教育委員会
学校設備整備等担当課 御中

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

令和2年度第3次補正予算案への対応について

新型コロナウイルス感染症を契機に、感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化等を一層推進し、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を整備することが急務となっています。

このことについては、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）において、「義務教育段階で本年度中に1人1台端末環境が整備される中、高等学校段階を含む各教育段階においてICT化・オンライン化を推進し、誰ひとり取り残されることのないよう、デジタル社会にふさわしい対面指導とオンライン・遠隔教育のハイブリッドによる新しい学び方を実現していく。」とされたところです。

これを踏まえ、今般閣議決定された令和2年度第3次補正予算案においては、高等学校段階における端末等の整備や家庭学習のための通信機器の整備、学校における通信環境の円滑化に向けた整備等を目的として所要の経費が計上されました。

については、別添のとおり、令和2年度第3次補正予算案における「GIGAスクール構想の拡充」の概要と、各事業の内容について資料をお送りします。

なお、高等学校における端末の整備については、義務教育段階で1人1台端末環境で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学べるよう、国の支援も活用しつつ計画的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、1人1台端末の本格的な活用が始まるにあたり必要となる通信環境について、各設置者において整備を進めていただいているところですが、必要に応じて、本補正予算案で学校施設環境改善交付金に計上された通信環境の円滑化に向けた整備事業の活用を検討するとともに、引き続きGIGAスクールサポーターの積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに域内市区町村(政令指定都市を含む)教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
端末整備担当、ネットワーク整備担当

TEL：03-6734-2050、03-6734-3802

MAIL：giga@mext.go.jp

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払う** ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ **プロジェクト型学習を通じて創造性を育む** ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ **校務の効率化** ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ **学びの知見の共有や生成** ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ **国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・特支等	令和元年度 1,022億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)	令和2年度1次 1,951億円
私立：1/2(上限4.5万円)	

- ◆ **国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援**

対象：国・公・私立の高等学校等	令和2年度3次 161億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)	
私立：原則1/2 (上限4.5万円)	

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる**障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**
- | | |
|---------------------|--------------|
| 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 | 令和2年度1次 11億円 |
| 国立、公立：定額 私立：1/2 | 令和2年度3次 4億円 |

学校ネットワーク環境の全校整備

- 小・中・特別支援・高等学校における**校内LAN環境の整備を支援**
加えて電源キャビネット整備の支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和元年度 1,296億円
公立、私立：1/2 国立：定額	令和2年度1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援**

対象：公立の小・中・高・特支等	公立：1/3	学校施設環境改善交付金の内数
-----------------	--------	----------------

GIGAスクールサポーターの配置

- **急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 105億円
公立、私立：1/2 国立：定額	

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- **家庭学習のための通信機器整備支援**
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 147億円
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)	令和2年度3次 21億円
- **学校からの遠隔学習機能の強化**
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 6億円
公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)	
- **オンライン学習システム(CBTシステム)の導入**
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 1億円
公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)	令和2年度3次 22億円

高等学校における端末整備支援 制度概要（案）

制度の趣旨

- GIGA スクール構想の下、高等学校における端末整備については、設置者の多様な整備実態があることを踏まえ、国としては子供の学びの保障と教育の機会均等の観点から低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として設置者が行う端末整備に対して補助を行う。

制度の概要

補助事業者	都道府県、市町村
対象学校種	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
補助対象経費	学習者用コンピュータ等の整備に要する経費
補助率	定額（上限 4.5 万円）

補助金の配分方針（P）

- ア) 補助事業者毎に、低所得世帯の数を上限台数とする。
- イ) 補助事業者からア) を超える台数の希望があった際には、予算の範囲内で調整を行う。

等

家庭学習のための通信機器整備支援 制度概要（案）

制度の趣旨

- 新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用により児童・生徒たちが家庭においても学習を継続できる環境を整備しておくことが必要。
- このため、学びの保障と教育の機会均等の観点から、児童・生徒に貸し出し可能なモバイル Wi-Fi ルータや USB 型 LTE データ通信機器（USB ドングル）などの可搬型通信機器を学校に一定数整備することにより、Wi-Fi 環境を整えられない家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供する。

制度の概要

補助事業者	都道府県、市町村
対象学校種	小・中学校、義務教育学校、 <u>高等学校</u> 、中等教育学校（前・ <u>後期課程</u> ）、特別支援学校（小中、 <u>高等部</u> ）
補助対象経費	児童・生徒が学校活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイル Wi-Fi ルータ等）の購入費
補助率	定額（機器 1 式当たり 1 万円が上限）

補助金の配分方針

- 補助事業者毎に、低所得世帯の数×1 万円で算出された額を補助上限額とする。
- 補助事業者からア) を超える希望があった際には、予算の範囲内で調整を行う。

障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 制度概要（案）

制度の趣旨

- 障害のある児童生徒においては、情報機器端末を活用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合がある。障害のある児童生徒が端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援する。

制度の概要

補助事業者	都道府県、市町村
対象学校種	小・中学校、義務教育学校、 <u>高等学校</u> 、中等教育学校（前・ <u>後期課程</u> ）、特別支援学校（小中、 <u>高等部</u> ）
補助対象経費	障害により端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費 (支援装置の例) ・ 音声読み上げソフト ・ 点字ディスプレイ ・ 音声文字変換システム ・ 視線入力装置 ・ ボタンマウス ・ プレススイッチ等
補助率	定額（但し、個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする）

補助金の配分方針

都道府県ごとに、上限の目安を百万円単位で提示した上で、域内の市町村立学校における整備分も含めた補助総額を算定し、予算の範囲内で配分する。

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化 制度概要（案）

制度の趣旨

- GIGA スクール構想において実現した一人一台端末環境の下で、円滑な通信環境が確保されるよう、各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改められるよう支援する。

制度の概要

補助事業者 都道府県、市町村

対象学校種 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

補助対象経費 各学校から回線を一旦集約してインターネットへ接続する方法をとっている学校のうち、通信環境が原因となる支障が生じる可能性が懸念される学校を対象として、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改修するために必要となる経費

補助率 1 / 3 （財政力指数が 1.00 を超える都道府県、市町村： 2 / 7）

補助金の配分方針（P）

ア) 学校施設環境改善交付金の大規模改造（質的整備）において執行する。

※ 学校設置者単位で 400 万円（事業費）以上の事業を対象とする。ただし、1 校当たり 100 万円（事業費）を限度とする。

※予算成立前であり、全て現時点の検討状況としての案

【高等学校における端末整備支援】

Q1

今回の第3次補正予算案において、高等学校の1人1台端末を整備しないのか。

A1

高校生も含め、全ての子供たちに対するICT環境整備が急務と考えています。一方で、高校における端末整備については、地方自治体が独自の財源を確保して整備を進めている事例や、機器等を指定した上での保護者負担による整備事例、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用している事例など多様な整備実態があることを踏まえ、子供の学びの保障と機会均等の観点から、国としては、低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として設置者が行う端末整備に対して補助を行うこととしています。

Q2

低所得世帯に対する補助とは具体的にどのような内容か。

A2

原則として、高校生等奨学給付金を受給している者の数を上限として補助を行うことを想定していますが、設置者の実情を踏まえつつ、予算の範囲内で補助を行いたいと考えています。詳細については、今後、交付要綱等においてお示しします。

Q3

低所得世帯に該当しない生徒には本予算を活用して整備した端末を貸し出すことはできないのか。

A3

国としては、子供の学びの保障と教育の機会均等の観点から低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として補助を行うことを考えていますが、学校現場においては様々な理由により端末を貸与する必要性が生じてくる場合が考えられますので、補助事業の趣旨を踏まえつつ、実情に応じて適切な運用をお願いします。

Q4

すでに1人1台端末が確保されている場合、申請することはできないのか。

A4

詳細は今後交付要綱等においてお示ししますが、原則として、高校生等奨学給付金を受給している者の割合を上限として申請を行えるようにしたいと考えています。補助事業の趣旨を踏まえ、実情に応じて適切な判断をお願いします。

Q5

今後、どのようなスケジュールを想定しているのか。また、令和2年度中に整備を完了する必要があるのか。

A5

年明け(令和3年1月)に交付要綱案等をお示しするとともに交付申請希望調査を行う予定としています。

また、令和2年度内に事業を完了して頂くことが前提となりますが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越しが可能です。

【通信環境の円滑化整備支援】

Q6

通信環境の円滑化整備支援は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金での支援となるのか。

A6

学校施設環境改善交付金での支援の予定です。手続き等については、学校施設環境改善交付金交付要綱(改正予定)に基づき行うこととなります。

Q7

今後、どのようなスケジュールを想定しているのか。また、令和2年度中に整備を完了する必要があるのか。

A7

今月中には、交付申請希望調査を行う予定としています。

また、令和2年度内に工事を完了して頂くことが前提となりますが、本事業は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により工事が遅延した場合には、明許繰越が可能です。

Q8

地方財政措置はどのような内容を検討しているのか。

A8

令和2年度中に交付決定を受けた場合、地方負担分に対して補正予算債(充当率100%、交付税措置50%)により措置することとしております。なお、令和3年度事業として実施する場合は、学校教育施設等整備事業債等による通常どおりの取扱いとなりますので、ご留意下さい。